

茨木市市民公益活動推進懇話会 報告書

(概要版)

茨木市では、市民公益活動を促進し、行政との協働を進めるための施策を総合的・体系的に検討するため、平成14年(2002年)8月、「茨木市市民公益活動推進懇話会」を設置しました。懇話会は、茨木市長の委嘱を受けた委員(市民公募委員5人、各種団体の代表者5人、学識経験者5人)で構成され、全25回、2年8か月にわたって行われた会議で議論を重ねるとともに、先進地の視察や市民公益活動団体に対するアンケートなども実施し、検討を深めてきました。

本報告書は、本懇話会の最終報告として、これまでの議論を整理したものです。茨木市において市民公益活動(以下、市民活動)がさらに活発化し、行政との創造的な協働が広がるための具体的な取り組みを進めることに本報告書が少しでも役に立つようであれば、幸いです。

平成17年(2005年)3月 茨木市市民公益活動推進懇話会

本報告書では「市民活動」の定義を「市民有志によるボランティア活動、およびNPO法人を中心とする市民主体の団体による公益活動」とし、その上で以下の活動を含むこととしました。

- ・自治会などのコミュニティ組織が広く公益的な活動に取り組む場合
- ・生涯学習や趣味のサークルが、培った知識・技能を生かして公益的な活動に取り組む場合
- ・企業が、社会的責任の達成や社会貢献活動に取り組む場合
- ・教育機関が、児童・生徒・学生の社会活動体験を進める場合
- ・社会福祉施設や生涯学習施設が市民の参加を得て運営を進める場合 など

市民活動を推進し行政との協働を進める「意義」とその「原則」

意義1 市民の自治力を向上できる	市民活動の推進は、市民の自治意識を高め、現に自治的に社会問題の解決を進められる実践を通じて「市民の自治力」を向上する。
意義2 市民活動の機能性、効率性、専門性を生かせる	市民活動は、それぞれのテーマに特化して集中的に取り組むため専門性が高く、全体としては多彩な活動が展開される。個別的で温かいサービスや柔軟な対応も容易。民間ならではの機能性・効率性を備える場合も多く、市民活動の推進と協働で、これらの強みが生かせる。
意義3 市民に社会的自己実現の機会を拡大できる	市民活動は、市民が社会的な場で自己実現ができる活動でもあるため、市民の社会参加促進を通じて、社会的自己実現の機会が拡大できる。

一方で、市民活動は、自主的で自由な活動であるため「どこまでするか」を自ら決めねばならず、活動に無理を生じさせやすくなるという弱点がある。また、有給スタッフをかかえ事務所を開設して活動に取り組むようになると、固定経費を背負う困難も生じる。こうした課題に対するサポートや仕組みづくりも重要。

原則1 市民活動団体と行政が対等な立場に立つ	特に行政は市民活動団体が「もう一つの公共活動の担い手」であることを認め、上下ではなく横の関係にあることを互いに認識して対等な立場に立つこと。
原則2 協働にあたり市民活動団体と行政の関係などを公開する	市民活動団体と行政が協働関係を結ぶ時は、基本的な情報を公開するとともに、一定の要件を満たせば誰もが協働関係に参入できるなどの仕組みを整備すること。
原則3 市民活動の自主性尊重を基本におく	市民活動団体が依存関係に陥らずに独立・自立して事業を展開できるようにすること。行政の都合で市民活動団体を作るなどはせず、市民が主体的に作った市民活動団体の目線で支援・協働策を進める。

原則 4 相互の特性を理解し、相乗効果を生み出す	行政と市民活動の特性を相互に十分認識し尊重し、両者が単独・独立に事業を進める以上の効果（相乗効果）を生み出すよう努めること。
原則 5 市民が創造した公共サービスは、行政より優先させる	市民活動団体が担え特性が生かせる事業は、行政で行うよりも市民活動団体に積極的に委ねること。市民活動団体が活躍する公共的活動分野は、「官業による民業圧迫」が生じないように配慮する。
原則 6 協働が質的な低下を伴う「安上がり」策とならない配慮をする	市民活動には公共サービスのコスト削減効果が期待されがちだが、質的な低下を伴う「安上がり」策とならないよう、責任の委譲とともに必要十分なコストは支払われること。

具 体 策 の 提 言

1 協働施策の推進体制を整える

庁内各部署が持つ情報を一本化して全体像を把握したり、分野を超えて実態を捉えられるような体制を整備する。（担当課を横断し窓口を一本化できる部門新設など）

施策立案段階からの協働ができるよう、市民からの政策提案を受け止める仕組みを整備する。（特定のテーマで現場部局とNPOが意見交換を行う交流会を開くなど）

学識者に加えて市民公募の委員を含むメンバーで構成する政策審議機関を創設する。同機関は、市民活動推進・協働施策や市民からの提案・意見などを審議して、必要な意見を市に答申する。協働の実績を年度ごとに全庁で把握し集計した報告書を発行する。

市民活動団体との協働に関する政策評価を市担当部局と市民活動団体の双方で行い、結果を相互につき合わせて生かしていく。

市職員向けの、集合研修・ワークショップ・市民活動団体への現場実習・インターン派遣などを進める。

市民活動団体から、期間限定で人材を登用する。

協働の手法を、市民や市民活動団体関係者と共同で研究する。

2 市民活動の理解を促進し、情報提供とネットワーク形成を進める

「市民活動とは何か」を解説する冊子などを作成する。

分野を横断し、多様な市民活動を網羅する情報誌などを作成する。

個々の市民活動団体に関する情報の収集・提供を行う。

インターネット、市民活動団体一覧の創刊、既存のミニコミ誌、マスコミ、ケーブルテレビなど、多様な「広報媒体」を活用する。

公共施設や教育機関、銀行やスーパー、公共サービス機関の営業所などでのチラシ類の掲示などを進める。

市民を対象に、市民活動・市民自治・市民分権などの啓発講座を実施する。

市民活動団体を対象に、事業推進力を向上する講座、交流会、先進事例見学会などを実施する。

行政と市民活動団体で、協働プロセス評価・団体評価・コーディネーター養成システムなどの研究会を開設する。

市民活動関係者間のネットワークをつくる。

地域コミュニティ型団体とテーマ型団体のネットワークをつくる。

企業、行政、議会、大学などの関係者と、セクターを越えたネットワークをつくる。

3 市民活動を支える活動拠点を整備する

会議室等の使用料を現行以上に減免することは当面困難だが、使用料減免に関する情報の普及に努め、減免の審査基準を明確化し公開する。

空き会議室の一括管理やオンライン化など、会議室等の申し込み時の利便性を向上させる。

輪転機、紙折り機、帳合機などの備品、団体用のロッカー・郵便保管庫などを整備する。

団体ごとに占有でき、電話やインターネット環境が整備された事務ブース・事務室を確保する。

共用会議室や作業スペースも必要。

4 市民活動推進機関を設置する

市民活動（団体）と支援者がつながるため 協働関係を対等な形で発展させるため 市民活動の活動水準を高めるため に、市民活動推進機関が必要である。

支援対象	提供サービスの例	機能の整理
市民活動に参加したいと考えている人	市民活動についての啓発・意識向上、市民活動の紹介、ニーズに応じた情報提供、市民活動が取り組む課題・問題点などの解説、活動参加のための個別支援など	情報の収集・提供機能 人材育成機能 相談・助言機能
市民活動の支援・協力を得たい人、施設・団体	各市民に対して最適な市民活動団体を紹介するなど	機能 コーディネーター機能
現に市民活動などに取り組んでいる人、施設・団体	事務スペースや機材提供、研修会、補助金・助成金の紹介、広報支援、ボランティア募集の支援・コーディネーション、相談・助言、交流・ネットワークづくり、行政との仲介など	インキュベーション機能 ネットワーク機能
今後、NPO法人化を目指す団体関係者	上記の他、法人格取得に関する相談、申請書類の書き方、視察紹介・交流など	機能 評価機能
NPO法人関係者	上記の他、事務スペースの安価な貸与、役員研修、経理・労務・税務支援など	調査研究機能
市民活動との協働をはかりたい行政部局など	市民活動の情報提供、市民活動団体との仲介、施策提案の仲介、市民活動推進施策立案の支援、協働事業評価など	
市民活動の支援・連携をはかりたい企業・労働組合など	市民団体の紹介、社員・組合員の市民活動参加支援など	

5 （仮称）「市民活動推進補助金」を創設する

補助金創設には、行政への依存意識を超えた市民自治的な問題解決への風土づくり 行政とは異なる特性を持つ「もう一つの公共」「新しい公共」の担い手の支援 市民活動の立ち上げ支援を通じて新たな公共活動を創造する「投資」的効果 市民の求める公的サービスの実現 市民活動団体の能力向上を促す という目的がある。

補助対象・規模	<ul style="list-style-type: none"> 活動目的に沿った「事業補助」とする。 団体設立または対象事業開始後2年以内のもの。（立ち上げ補助） 1件につき補助率50パーセント以下、補助金額10万円以下など。
審査機関	<ul style="list-style-type: none"> 公募市民・学識経験者などからなる。市民活動団体メンバーは半数以下。市民活動推進機関スタッフを除く。行政職員はオブザーバーなどで参加。 単年度編成を原則としつつ、半数ずつ1年改選で最長2年任期など。 申請者のヒアリング、補助金交付後の実績評価も実施する。
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> 社会的公益性（社会的な公益向上が見込めるか）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立性（補助金だけに頼らず自己努力による資金確保に努めているか） ・ 共感性（市民的共感の得られる事業か） ・ 発展性（補助金により団体や事業が発展する可能性が高いか） ・ 展望性（補助がなくなった後も事業に継続的な展望があるか） ・ 先駆性 ・ 問題提起性 ・ 実現性 ・ 普及性 ・ 公開性 ・ 事業記録の保存と適正な成果報告
情報開示	どこにどれだけ補助金が交付されたかの情報開示を行う。非交付や減額対象団体には、審査理由の詳細を知らせる。
事業実施評価	補助事業終了期に、補助金受領団体が一堂に会する事業報告会を開催する。

6 市民活動への事業委託を推進する

「委託」とは行政責任の範囲にある業務をより効率性や専門性の高い民間に託すものであるということを、市民団体が知る必要がある。パンフレットや講座で「補助」との違いを説明する。委託先の市民活動団体選定には、「市民の参加度」（ボランティア参画や市民の寄付金などではかる）などを重視する。

政策立案のためのラウンドテーブルなどを設定し、委託事業の選定を参加型で進める。

市民活動団体の「受託力」が高まるよう、専門性や事務能力向上のための講座、事務スタッフの斡旋、コンサルティングなどを整備する。

随意契約であっても、委託先公募や公開コンペ形式を取り入れる（企画提案公募型委託）。選考には公募委員を含め、選考会や選考理由を公開する。

委託可能な事業をリストアップしたり、事業受託を希望する市民活動団体の登録制度などを整備したりする。

市民活動団体を優先的に契約する場合の条件を検討し、審査委員会を介して市民活動団体に対象をしばった公募選考をする。

市民活動団体を企業などに比して優先的に委託先とする場合は、市民の自治力の向上 市民活動団体の機能性、効率性、専門性などを生かす 行政の代替機能を市民活動団体に蓄積する 市民活動団体の成長を期待した「投資」的意味 地域経済の発展を促せる などが根拠となると考えられる。

委託費の前金払い（概算払い）や、契約保証金の免除を検討する。

事業の履行保証の仕組みをつくる。

市民活動推進機関によるコンサルティング、複数の市民活動団体が連帯して事業を行う「ジョイントベンチャー」の方式を推進する。

過去の委託実績（発注価格）の公開などで過少ではない適切な委託費を積算し、不当なダンピングを防止する。

仕様書の作成時などには、双方での議論を尽くす。

市民活動団体が委託事業を提案できるだけの企画力を持てるよう、企画力向上の支援をする。

市民活動団体の経営力向上のため、たとえば、寄付・自主事業収入などの財源の多元化により、行政資金だけに頼らない組織体質を築けるよう支援する。

茨木市市民公益活動推進懇話会 報告書（概要版）

平成 17 年（2005 年）3 月

茨木市市民生活部市民活動推進課

〒567-8505 大阪府茨木市駅前 3 丁目 8 番 13 号

電話 (072)620-1604(直) FAX (072)622-7202

編集協力：社会福祉法人大阪ボランティア協会 電話 (06)6357-5741

報告書全文を、
<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/office/shiminkd/koueki/saisyuu.htm> で公開しています。